

証券コード 6378
令和7年6月10日

株 主 各 位

兵庫県尼崎市杭瀬寺島二丁目1番2号
木村化工機株式会社
代表取締役 小林 康 眞
取締役会長兼取締役社長

第78期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第78期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.kcpc.co.jp/irinformation/convocation/>



(上記の当社ウェブサイトアクセスいただき、メニューから「IR情報」「招集通知」を順に選択してご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6378/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「木村化工機」または「コード」に当社証券コード「6378」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄からご確認ください。)

本株主総会にご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、令和7年6月26日（木曜日）午後5時までに議決権を行使くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和7年6月27日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前9時予定）
2. 場 所 兵庫県尼崎市昭和通二丁目6番68号
尼崎市中小企業センター ホール（1階）
（末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第78期（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第78期（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
- 第3号議案 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額改定および継続の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) インターネットと書面（郵送）とにより重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

以 上

- 当日ご出席される場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
 - ②連結計算書類の連結注記表
 - ③計算書類の株主資本等変動計算書
 - ④計算書類の個別注記表
- なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、上記の事項も含まれております。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前述の当社ウェブサイト、株主総会資料掲載ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

スマート招集をご利用いただけます



当社は、株主様とさらなるコミュニケーションの深化を図るため、スマートフォン等で招集ご通知の主要なコンテンツの閲覧や議決権行使ができる「スマート招集」を導入しております。

下記のURLまたはQRコードからアクセスいただきご参照ください。



スマートフォン・タブレット・パソコンからも招集通知がご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/6378/>

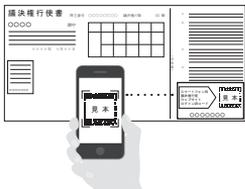


インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

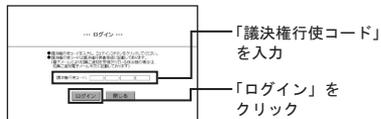
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン等の操作方法等がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00～21:00)

事業報告 (令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

イ. 全般の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果もあり、景気は緩やかな回復基調で推移しましたが、ウクライナおよび中東情勢の長期化、円安等の影響によるエネルギー価格・原材料価格の高止まりと継続的な物価上昇に加え、中国経済の先行き懸念、通商政策を巡る米国の動向および金融資本市場の変動等による影響から依然として先行き不透明な状況が続いております。

また、当社の業績に影響のある国内向け設備投資につきましては、人手不足の深刻化、海外景気の減速、為替相場の急激な変動、人件費をはじめとした種々のコスト増加による企業収益の下押し要因が多いことから設備投資への慎重姿勢が維持されましたが、老朽設備の維持・更新投資のほか、景気に左右されづらい情報化投資や研究開発投資、昨今重要性が高まっている脱炭素に向けた環境対応投資、DXおよび省力化への投資等が下支えとなり底堅く推移しました。

このような状況のもと、連結受注高は280億15百万円（前期比21.3%増）となり、連結売上高は264億31百万円（前期比7.1%増）となりました。

損益面につきましては、営業利益は30億12百万円（前期比44.2%増）、経常利益は30億84百万円（前期比40.0%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は23億9百万円（前期比48.8%増）となりました。

ロ. 事業セグメント別の状況

事業セグメント別の業績は、次のとおりであります。

事業セグメント	売上高 (百万円)	構成比 (%)	前期比 増減(%)	受注高 (百万円)	構成比 (%)	前期比 増減(%)
エンジニアリング事業	7,285	27.6	△2.3	8,501	30.3	14.6
化工機事業	12,027	45.5	1.3	13,059	46.6	21.1
エネルギー・環境事業	7,118	26.9	33.2	6,454	23.1	32.1
合計	26,431	100.0	7.1	28,015	100.0	21.3

〔エンジニアリング事業〕

化学機械装置の設計・製作・据付工事を行うエンジニアリング事業につきましては、設計・製作・調達・現地工事・工程管理・試運転までを一貫して行うプラントエンジニアリング（EMPC[※]）方式での受注拡大、および省エネ型であり、また、脱炭素・循環型社会の実現に向け地球温暖化対策として有効であるCO₂排出量を大幅に削減する蒸留・蒸発装置、機器等の受注拡大を図るべく、当社が得意とする固有技術を中心に、国産SAF（Sustainable Aviation Fuel）の商用化と普及拡大に取り組む有志団体「ACT FOR SKY」に参画し、参画企業様とともにSAFのサプライチェーン構築に貢献してまいりました。

その結果、連結受注高は85億1百万円（前期比14.6%増）となりましたが、連結売上高は72億85百万円（前期比2.3%減）となり、営業利益は4億13百万円（前期比133.0%増）となりました。

※「EMPC」とは、プラント建設業界では一般的に知られている「EPC」（設計（Engineering）、調達（Procurement）、建設（Construction）の略）に製造（Manufacturing）の「M」を加えた当社造語（商標登録済み）であります。

〔化工機事業〕

化学機械装置の現地工事・メンテナンス業務を行う化工機事業につきましては、既存設備の安定稼働のためのメンテナンス工事、定期修理工事等の受注確保を最優先事項に掲げて取り組みました。また、顧客主力製品の増産に向けたプラントの能力増強・増産案件、人手不足に対応するための機械化・自動化案件等の受注および工事量確保にも注力するとともに追加工事への対応も行いました。

その結果、連結受注高は130億59百万円（前期比21.1%増）、連結売上高は120億27百万円（前期比1.3%増）となり、営業利益は15億24百万円（前期比14.2%増）となりました。

〔エネルギー・環境事業〕

原子力を含むエネルギー・環境関連機器の設計・製作・据付工事を行うエネルギー・環境事業につきましては、安全審査が終了した原子力発電所の再稼働に向けた業務、福島第一原子力発電所関連の廃炉・廃止措置に向けた遮蔽・処理水・分析・廃棄物等の各種設備および核燃料サイクル施設では青森県六ヶ所村での再処理工場とMOX燃料（ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料）加工工場の竣工に向けた新規規制基準対応業務や保守・保全業務を受注すべく営業活動を展開いたしました。

その結果、連結受注高は64億54百万円（前期比32.1%増）、連結売上高は71億18百万円（前期比33.2%増）となり、営業利益は10億73百万円（前期比86.3%増）となりました。

- ② 設備投資の状況
該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況
当連結会計年度の所要資金は、自己資金および金融機関からの借入金により充ちいたしました。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況の推移

区 分	令和3年度 第75期	令和4年度 第76期	令和5年度 第77期	令和6年度 第78期 (当連結会計年度)
受 注 高 (百万円)	22,118	26,784	23,095	28,015
売 上 高 (百万円)	24,589	21,553	24,670	26,431
経 常 利 益 (百万円)	2,768	1,797	2,202	3,084
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	1,968	999	1,552	2,309
1株当たり親会社株主に 帰属する当期純利益 (円)	99.43	50.75	78.47	116.61
純 資 産 (百万円)	14,691	15,424	17,450	19,133
総 資 産 (百万円)	29,517	30,155	34,641	33,909
1株当たり純資産額 (円)	747.83	782.13	881.04	966.02

(注) 1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 対処すべき課題

今後のわが国の経済情勢は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果もあって緩やかな回復が続くことが期待される一方で、米国の通商政策を巡る不確実性や為替の動向、海外景気の下振れがわが国に与える影響および物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

このような中で、令和7年度から令和9年度までの第14次中期経営計画のスローガン「地球と未来を考える。一丸となって目指そう3・3・4！」のもと、最終年度となる令和9年度において、業績については売上高300億円、営業利益30億円の達成を目指すとともに、従業員400名以上の維持および増員に取り組んでまいります。

この目標達成に向け、引き続き健全な企業活動を堅持したうえで、将来的な脱炭素社会に向けて当社が重要な経営課題として特定したマテリアリティ（重要課題）である「脱炭素社会への貢献」「品質マネジメントの深化」「人的資本の強化」「強固な経営基盤の構築」に取り組んでまいります。

エンジニアリング事業につきましては、設計・製作・調達・現地工事・工程管理・試運転までを一貫して行うプラントエンジニアリング（EMPC）方式でのさらなる受注および利益の拡大を図るとともに、特に脱炭素・循環型社会の実現に向け地球温暖化対策として有効であるCO₂排出量を大幅に削減する省エネ型蒸留・蒸発装置、機器等の継続的な改良・開発および受注拡大に向け積極的に営業展開してまいります。また、各種媒体を通じて情報を発信するとともに、SAFの普及を図るべく活動を強化してまいります。

化工機事業につきましては、営業活動の強化を継続し、新規顧客の開拓、顧客の情報収集およびその共有化を行うことで春・秋の定期修理工事および単体機器等の受注ならびにメンテナンスエリアの確保・拡大に一層注力し、継続的な利益の確保に努めてまいります。また、技術力および工事遂行能力の向上ならびに協力会社との良好な関係構築を図り、動員力のさらなる強化および有為な人材の確保および後継者の育成に取り組むとともに、受注を優先とした活動、コスト競争力の強化および顧客満足度の高い工事の遂行および社会環境の変化等に柔軟に対応できる体制の構築に努めてまいります。

エネルギー・環境事業につきましては、原子力発電所関連では、許認可を要する周辺装置の製作・保守・保全業務の受注、福島第一原子力発電所関連では、廃炉・廃止措置対応としての燃料デブリ処理のための分析セル施設関連、処理水関連機器、放射性廃棄物容器、構内運搬容器等および原子炉周りの除染・解体工事、遠隔保守対応の設計・製作業務に関する受注、核燃料サイクル関連では、青森県六ヶ所村の再処理工場、MOX燃料加工工場の竣工に向けた耐震基準および火災・爆発対応の見直し設計・改造等の新規規制基準対応業務および関連する遮蔽および廃棄物処理設備の受注に注力いたします。

(4) 重要な子会社の状況 (令和7年3月31日現在)

会社名	資本金 (千円)	当社の 出資比率 (%)	主要な事業内容
フォレコ株式会社	30,000	100.0	環境関連製品の製造、販売、工事

(注) 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(5) 主要な事業内容 (令和7年3月31日現在)

事業セグメント	主要製品または役務
エンジニアリング事業	[化学機械装置および据付工事] 省エネ型蒸留装置、省エネ型蒸発装置、晶析装置、排ガス・廃液処理装置、スッチェ型完全密閉全自動濾過・乾燥機、溶剤回収装置およびそれら機械装置の据付・配管工事
	[鉄・ステンレス・チタニウム等の加工・工事] 圧力容器（第1種・第2種）、中国向け圧力容器、高圧ガス容器、ステンレス・チタニウム・ニッケル・ハステロイ等特殊金属製化学機器類の製作および据付・配管工事
化工機事業	[化学機械装置のメンテナンス] プラント設備・機器類の関連工事（機器製作、据付、配管、電気計装、保温・保冷等）およびメンテナンス（設備保全）
	[合成樹脂の加工・ライニング] KS樹脂その他樹脂ライニング、プラスチックパイプ配管エンジニアリング、樹脂二層構造体（キムジットPP-S）施工
エネルギー・環境事業	[原子力関連機器等] MOX燃料製造関連設備、核燃料再処理関連機器、核燃料濃縮関連機器、放射性廃棄物処理装置および放射線遮蔽設備ならびにその他関連機器

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（令和7年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 82,400,000株
- ② 発行済株式の総数 20,600,000株
- ③ 株主数 8,863名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,992	9.67
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,277	6.20
木村化工機関連グループ持株会	1,136	5.51
キムラ従業員持株会	975	4.73
株式会社奥村組	969	4.70
小林康真	617	2.99
日本生命保険相互会社	613	2.97
三井住友信託銀行株式会社	600	2.91
光通信株式会社	572	2.77
木村孝吉	418	2.03

(注) 持株比率は自己株式(100株)を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）	—	—
社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）	—	—
監 査 等 委 員 で あ る 取 締 役	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、17頁「2. (3)④ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額 (注)3. 」に記載しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (令和7年3月31日現在)

氏 名	地 位 (担 当)	重 要 な 兼 職 の 状 況
小 林 康 眞	代表取締役 取締役会長兼取締役社長	
佐 伯 博	常務取締役 (化工機事業部長、エンジニアリング事業部管掌、調達部担当)	
井 城 逸 雄	常務取締役 (業務監査室担当、内部統制担当、法務室担当)	
重 洋 一	取締役 (エンジニアリング事業部長、情報システム部担当)	
尾 崎 真 司	取締役 (エネルギー・環境事業部長兼同事業部営業部長、東京支店担当、品質保証部担当)	
谷 口 直 彦	取締役 (製造部門長兼尼崎工場長、開発部担当)	
藤 井 克 祐	取締役 (管理部門長兼総務部長、企画室担当、秘書室担当)	
糸 芳 明	取締役 (常勤監査等委員)	
田 中 圭 子	取締役 (監査等委員)	田中圭子税理士事務所所長
嶋 野 修 司	取締役 (監査等委員)	弁護士法人色川法律事務所パートナー

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 田中圭子氏および同 嶋野修司氏は、社外取締役であります。
2. 嶋野修司氏の戸籍上の氏名は蒲原修司であります。職務上使用している氏名で表記しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、糸芳明氏を常勤の監査等委員に選定しております。
4. 取締役 (常勤監査等委員) 糸芳明氏および取締役 (監査等委員) 田中圭子氏は、以下のとおり財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・ 取締役 (常勤監査等委員) 糸芳明氏は、過去に当社の経理部長を務めた経歴を有し、経理・財務業務に携わっております。
 - ・ 取締役 (監査等委員) 田中圭子氏は、税理士の資格を有しております。

5. 当社は、取締役（監査等委員）田中圭子氏および同 嶋野修司氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 取締役の地位および担当等の異動は次のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
重 洋 一	取締役（エンジニアリング事業部長、情報システム部担当）	取締役（エンジニアリング事業部長兼人材開発部長）	令和7年4月1日
藤 井 克 祐	取締役（管理部門長兼総務部長、企画室担当、秘書室担当）	取締役（管理部門長兼総務部長、企画室担当、情報システム部担当、秘書室担当）	令和7年4月1日

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項および定款第29条に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項第1号に定める金額に限定する旨の契約を締結しております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社および当社子会社の取締役、監査役および執行役員等を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は当社が全額負担しております。

当該保険契約は、被保険者が、業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）を当該保険により填補することとしており、1年ごとに契約を更新しております。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

- ・取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、令和3年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議いたしました。

・決定方針の内容の概要

当社取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬決定に際してはその経歴・職歴・職責、当社の経営成績および業界の水準等を踏まえ適正な水準とすることを基本方針とし、基本報酬としての固定報酬および中長期的インセンティブとして役位および業績目標の達成度に応じて当社株式の交付を行う非金銭報酬としての業績連動型の株式報酬で構成します。

なお、監査・監督機能を担う監査等委員である取締役および社外取締役については、その職責を鑑み、基本報酬のみ支払うことを基本方針としております。

・当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、役位ごとに定める月額報酬基準に基づくことを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員を除く。)	273	176	97		7
(うち社外取締役)	(-)	(-)	(-)		(-)
取締役(監査等委員)	26	26	-		3
(うち社外取締役)	(9)	(9)	(-)		(2)
合 計	300	203	97		10
(うち社外役員)	(9)	(9)	(-)		(2)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給分とは含まれておりません。

2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の限度額は、令和6年6月21日開催の第77期定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、用人分給与は含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名（うち、社外取締役は0名）であります。

また、当該金銭報酬とは別枠で、平成28年6月24日開催の第69期定時株主総会決議に基づき、信託期間中、1年につき金100百万円を上限とする金銭を抛出し、同定時株主総会以降に選任され就任した取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対し、業績連動型株式報酬を支給することを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の員数は9名であります。

監査等委員である取締役の金銭報酬の限度額は、平成28年6月24日開催の第69期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名（うち、社外取締役は4名）であります。

3. 非金銭報酬等の内容は当社株式であり、信託の仕組みを利用した株式報酬制度であります。取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）在任期間中に付与されたポイント（役位別ポイント+業績連動基礎ポイント×業績達成係数）累計数に相当する数の当社株式が同信託を通じて取締役退任時に交付される仕組みであります。

なお、業績達成係数の基準となる業績は、会社事業全体の成績を示す連結の経常利益としております。

役位	役位別ポイント（年）	業績連動基礎ポイント（年）
取締役会長	4,000ポイント	17,000ポイント
取締役社長	6,500ポイント	30,000ポイント
取締役副社長	4,000ポイント	17,000ポイント
専務取締役	3,500ポイント	15,000ポイント
常務取締役	3,000ポイント	14,000ポイント
取締役（上記役位のない者）	2,500ポイント	7,000ポイント

連結経常利益	業績達成係数
18億円以上	1.50
15億円以上	1.25
12億円以上	1.00
9億円以上	0.75
6億円以上	0.50
3億円以上	0.25
3億円未満	0.00

また、記載の総額は、当事業年度における取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）7名に対する役員株式給付引当金繰入額であり、当事業年度における交付状況は、13頁「2.（1）⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。

4. 上記の他、平成28年6月24日開催の第69期定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後、引き続き在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。
5. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、当社全体の経営成績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したため、各取締役の基本報酬の額の決定を代表取締役取締役会長兼取締役社長小林康眞に委任しております。

なお、上記の委任を受けた代表取締役取締役会長兼取締役社長は、役位ごとに定める月額報酬基準をもとに個人別の報酬額を決定し、取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう役位ごとに定める月額報酬基準を確認するとともに、各取締役は、当該権限が適切に行使されたことを個別に確認いたします。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役（監査等委員） 田中圭子氏は、田中圭子税理士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- ・ 取締役（監査等委員） 嶋野修司氏は、弁護士法人色川法律事務所のパートナーであります。当社と弁護士法人色川法律事務所の間では法律顧問契約を締結しておりますが、当社が同所に支払う年間法律顧問料は僅少であり、当社の独立社外取締役の独立性判断基準に基づき、同氏の社外取締役（監査等委員）および独立役員としての職務が適切に遂行できると判断しております。

ロ. 会社または会社の特定関係事業者との親族関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

- ・ 取締役会、監査等委員会への出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

区 分	氏 名	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (監査等委員)	田 中 圭 子	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席いたしました。 また、当事業年度に開催された監査等委員会11回のすべてに出席いたしました。 税理士としての専門的見地から経営全般に対する監督や意見陳述を期待しております。取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、専門的な立場から監督、助言を行う等、意思決定の妥当性・適正性の確保に重要な役割を果たしております。

区 分	氏 名	出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (監査等委員)	嶋 野 修 司	<p>当事業年度に開催された取締役会12回のうち10回に出席いたしました。</p> <p>また、当事業年度に開催された監査等委員会11回のうち10回に出席いたしました。</p> <p>企業法務に精通する弁護士としての専門的見地から主としてリスク管理、コンプライアンス経営に関する意見陳述を期待しております。取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、専門的な立場から監督、助言を行う等、意思決定の妥当性・適正性の確保に重要な役割を果たしております。</p>

【ご参考】

当社独立社外取締役の独立性判断基準および資質につきましては、
<https://www.kcpc.co.jp/irinformation/governance/> および47頁に掲載しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 仰星監査法人

② 報酬等の額

区分	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
	(百万円)	(百万円)
当社	30	0
連結子会社	—	—
計	30	0

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況（従前の事業年度における職務遂行状況を含む。）および報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社における非監査業務の内容は、英文財務諸表作成における指導・助言であります。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行がある等、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。

また監査等委員会は、そのほか会計監査人が、監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務ならびに会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決議内容および当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役は、企業理念、行動指針、法令、定款、社内ルールの順守について自ら範を示しつつ使用人の指導を行う。併せて、取締役会および経営会議等において、職務の執行について法令、定款等に対する違反がないことを確認のうえ意思決定する。
- ロ. 「財務報告に係る内部統制の基本方針」を順守して財務報告の適正性を確保するとともに、適切な体制の運用・整備・改善を行う。
- ハ. 「反社会的勢力による被害防止のための基本方針」および「反社会的勢力による被害防止規程」を順守し、反社会的勢力との関係を遮断する。
- ニ. コンプライアンス委員会、社内・社外窓口を有する内部通報制度、コンプライアンスに関する内部監査の実施など、コンプライアンス推進体制を整備し、適切に運用する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- イ. 株主総会、取締役会等の重要会議の議事録および関連資料は、法令・社内規程に基づき適切に保存し管理する。
- ロ. 決裁書、営業秘密、個人情報等職務執行に関する文書および情報は、文書管理規程、情報セキュリティ規程等の社内規程に基づき適切に保存し管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 重要な経営課題については、取締役会規則等の社内規程に基づき、取締役会、経営会議において、その合理性およびリスクの予測・対応策を審議する。
- ロ. 会社を取り巻くリスクを適時に把握し、状況に応じた規程を整備し運用するとともに、決裁者は社内規程に定める業務分掌および決裁権限に基づき、業務執行について関係部署と合議のうえ判断し、リスクを抑制する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会および経営会議を定期的に開催し、経営の意思決定および監督ならびに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行を迅速かつ効率的に行う。
 - ロ. 取締役会規則、決裁権限規程等により、取締役および使用人の権限ならびに責任を明確にするとともに、可能な限り権限移譲を行い、業務執行のスピードアップ・効率化を図る。
- ⑤ 次の各項に掲げる体制その他の当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ⑤-1 子会社の取締役、使用人（以下、子会社の取締役等という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項
- 子会社で重要な事象が生じた場合には直ちに、また子会社の重要な業務執行については定期的に、当該子会社の取締役等から当社の担当取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じ。）に報告させる。
- ⑤-2 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 子会社の事業運営に係るリスクについて、当社の取締役会において、当社の担当取締役から報告する。
- ⑤-3 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 子会社の経営目標および予算配分等について、事業年度ごとに当社の担当取締役と当該子会社の取締役が協議し決定する。
 - ロ. 当社の職務分掌、指揮命令系統、権限および意思決定その他の組織に関する基準に準拠した体制を子会社において構築させる。
- ⑤-4 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- イ. 当社の取締役または使用人が子会社の取締役または監査役を兼務して監督し、その業務執行について当社の取締役会、経営会議において報告または審議する。
 - ロ. 当社の内部統制の体制をほぼ同様の内容で子会社にも適用し、子会社の取締役および使用人のための内部通報窓口を設置する。
 - ハ. 会計監査人、監査等委員会および業務監査室は、子会社の会計処理状況、法令・社内規則の順守状況等を監査する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
- 監査等委員会の職務は使用人の中から定められた者が補助する。

⑦ 前項の使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

第6項の使用人の異動、評価等は監査等委員の同意を得ることとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。

⑧ 監査等委員会の第6項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会事務局の業務を明確にするとともに、監査等委員会の職務を補助する際は、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従う。

⑨ 当社の監査等委員会への報告に関する体制

⑨-1 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告するための体制

- イ. 経営課題、主要な決裁事項、日常の業務執行状況について、監査等委員である取締役が出席する取締役会、経営会議において取締役（監査等委員である取締役を除く。）から報告を行う。
- ロ. 主要な決裁事項その他社内の重要な事項について、監査等委員会は、随時、関係書類を閲覧し、その内容について報告を受けることができる。
- ハ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、経営に著しい影響を及ぼすおそれのある事態が発生した場合または職務遂行に関して不正行為・重大な法令違反等の事実が判明した場合には、直ちに、監査等委員会に報告を行う。

⑨-2 子会社の取締役、監査役、使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制

- イ. 子会社の取締役、監査役、使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項につき報告を求められたときは、速やかに対応する。
- ロ. 子会社の取締役、監査役、使用人は、法令等の違反行為を発見したときは、当社の担当取締役および監査等委員会に報告する。

⑩ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- イ. 監査等委員会に報告を行った取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対し、そのことを理由として不利に取扱わないこととし、その旨を当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人に周知する。
- ロ. 内部通報窓口に通報したことを理由とした不利益な取扱いを禁止する旨を規程に明記し、適切に運用する。

⑪ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会の職務執行に必要となる費用は、毎年予算を設けるとともに、予算外の費用が生じた場合でも、職務執行に必要でないと認められるものを除き当社が負担する。

- ⑫ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査等委員会は、必要に応じ、社内の各部署に対し、監査に必要な資料の閲覧・提出、質問への回答等、監査への協力を求めることができるものとし、協力を求められた部署は必ずこれに応じる。
- ロ. 監査等委員会が実効性ある監査を実施できるよう、随時、会計監査人と緊密な連携を図ることおよび弁護士その他社外の専門家に相談することができる環境を整える。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

- ① 重要な経営判断事項は、取締役会で決議し、または報告を受け、その際にはコンプライアンスおよびリスク管理等の面からも内容を確認いたしました。その他の事項については、決裁権限規程に基づき、権限を受任した者が同様にコンプライアンスおよびリスク管理等の視点を踏まえて決裁を行いました。
- ② コンプライアンス上の問題が生じた場合は、コンプライアンス委員会規程、内部通報規程等に基づき、事案に応じて適切に対応しています。
- ③ 各種情報について、文書管理規程、情報セキュリティ規程等の関連規程に基づき取り扱いました。
- ④ 財務報告に係る内部統制の整備と運用状況の評価を実施いたしました。
- ⑤ 業務監査室は、業務監査を通じてコンプライアンスに関する監査を行うなど、業務の適正を確保するための体制の運用状況を確認いたしました。
- ⑥ 監査等委員は、取締役会その他の重要な会議への出席および取締役等との個別の面談等により積極的な意見交換を行うとともに、会計監査人、業務監査室等とも情報および意見を交換いたしました。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと位置づけたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、企業業績に応じた配当政策を実施することを基本方針としております。今後も、中長期的な視点に立って、成長が見込まれる事業に経営資源を投資することにより、持続的な成長および企業価値の向上ならびに株主価値の増大に努めてまいります。

(注) 当事業年度の期末配当金につきましては、令和7年5月9日開催の取締役会におきまして、上記基本方針に基づき、1株につき41円とし、支払開始日を令和7年6月11日とさせていただく旨、決議いたしました。

(7) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容（概要）

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかし、総合プラントエンジニアリング会社である当社の経営においては、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社グループに与えられた社会的な使命、それら当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要素等への理解が不可欠であります。これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉であります、(1)創業以来約100年に及ぶ豊富な知見と実績、および高度な品質とその管理体制に裏付けられた開発・技術の基盤、(2)わが国の多岐にわたる産業分野における多くの著名・グローバル企業等を取引先とする顧客・営業基盤、(3)開発・技術基盤、顧客・営業基盤、品質管理を機能別に維持・拡充していく業務遂行の組織基盤を基軸とした、中長期的な視野を持った経営的な取組み、が必要不可欠であると考えております。当社の財務および事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わるすべてのステークホルダーの利益が損なわれる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主および投資家の皆様にご理解いただくよう努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が適正かどうか等、買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間のうちに適切にご判断いただくためには、買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有をご検討いただくうえで重要な判断材料となると考えております。

② 基本方針実現のための取組み

イ. 基本方針の実現に資する特別な取組み（概要）

当社は、エンジニアリング事業、化工機事業、エネルギー・環境事業の3事業の全部門において、従来品の品質改良、価格競争力の向上、環境問題への対応、新製品の開発を進め、国内および海外市場において、安定的な受注高・売上高を確保するとともに、顧客信頼基盤の向上と財務体質強

化を、引き続き、推進してまいります。

その基本方針につきましては、次のとおり規定しております。

- 1) 当社の企業価値の源泉であります開発・技術・顧客・営業・組織の各基盤のあるべき姿を考慮のうえ行動し、当社経営内容の充実化を図り、活力と実行力のある総合プラントエンジニアリング会社を目指す。
- 2) 当社の得意とする技術分野において、さらに磨きをかけ、他の追随を許さないOnly One企業を目指す。

この基本方針に基づく重点課題は、(a) 既存各営業品目に関し、営業活動および体制強化の推進、(b) 成長分野、高付加価値製品分野への技術・営業開発、(c) 技術革新と独自商品開発、(d) コストダウンとミス・クレームの撲滅、(e) 品質、納期、安全の維持・向上であり、全社一丸となって取り組むことにより、企業価値の向上に努めてまいります。

なお、当社は、企業価値および株主共同の利益を向上させ、企業の社会的責任を果たすために、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の最重要課題の一つと位置づけ、迅速・正確かつ透明・適正な経営の実現に努めております。その一環として平成28年6月24日開催の第69期定時株主総会において、当社は監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。当社は、コンプライアンス経営を強化し、財務報告の適正性と監査等委員会による監査の客観性・中立性を確保するため、社外取締役2名を東京証券取引所の定めにより独立役員として同取引所に届け出ております。また、当社は、経営の効率化・意思決定の迅速化と業務執行体制の強化を図ることを目的として、執行役員制度を導入いたしております。

ロ. 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み（概要）

当社は、令和5年5月29日開催の当社取締役会において、①で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、「大規模買付行為への対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）として継続することを決議し、令和5年6月23日開催の第76期定時株主総会において本対応方針について承認を得ております。

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたり、所定のルールに従うことを要請するとともに、かかるルールに従わない大規模買付行為が行われる場合や、かかるルールに従った場合であっても当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、かかる大規模買付行為に対する対抗措置を発動いたします。対抗措置の具体的内容としては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することといたします。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、割り当て

られる新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがあるものといたします。

当社取締役会は、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断を防止するための諮問機関として当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役および社外有識者からなる独立委員会を設置し、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しないため対抗措置を発動すべきか否か等の本対応方針に係る重要な判断に際しては、独立委員会に諮問することといたします。

本対応方針の有効期間は、令和5年6月23日開催の第76期定時株主総会における決議の時から、当該定時株主総会后3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までといたします。

③ 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

②イに記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、②イに記載したとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものであります。

また、②ロに記載した本対応方針も、②ロに記載したとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるために継続されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社経営陣から独立した委員で構成される独立委員会を設置し、対抗措置の発動または不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、必要に応じて対抗措置発動の可否について株主総会に諮ることとなっていること、本対応方針の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(注) 事業報告に記載の金額、持株数および持株比率は、表示単位未満を切り捨てて、その他の数値は、表示単位未満を四捨五入して表記しております。

連結貸借対照表 (令和7年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	24,394	流 動 負 債	10,848
現金及び預金	9,892	支払手形及び買掛金	2,914
受取手形、売掛金及び契約資産	10,243	電子記録債務	2,067
電子記録債権	2,167	一年内返済予定の長期借入金	515
仕 掛 品	1,427	リ ー ス 債 務	16
原材料及び貯蔵品	67	未 払 法 人 税 等	495
そ の 他	610	前 受 金	3,567
貸倒引当金	△ 15	賞 与 引 当 金	503
固 定 資 産	9,515	役員賞与引当金	1
有 形 固 定 資 産	5,957	完成工事補償引当金	107
建物及び構築物	1,772	そ の 他	658
機械装置及び運搬具	259	固 定 負 債	3,927
工具、器具及び備品	124	長 期 借 入 金	990
土 地	3,711	リ ー ス 債 務	21
リ ー ス 資 産	35	役員株式給付引当金	491
建設仮勘定	53	長 期 未 払 金	56
無 形 固 定 資 産	62	退職給付に係る負債	1,241
投資その他の資産	3,494	資 産 除 去 債 務	55
投資有価証券	2,024	再評価に係る繰延税金負債	998
退職給付に係る資産	950	そ の 他	72
繰延税金資産	461	負 債 合 計	14,776
そ の 他	62	株 主 資 本	15,813
貸倒引当金	△ 3	資 本 金	1,030
資 産 合 計	33,909	資 本 剰 余 金	128
		利 益 剰 余 金	15,163
		自 己 株 式	△ 509
		その他の包括利益累計額	3,319
		その他有価証券評価差額金	796
		土地再評価差額金	2,172
		退職給付に係る調整累計額	351
		純 資 産 合 計	19,133
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	33,909

連結損益計算書 (令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売上高		26,431
売上原価		20,622
売上総利益		5,809
販売費及び一般管理費		2,796
営業利益		3,012
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	80	
受取貸料	11	
その他	19	112
営業外費用		
支払利息	9	
為替差損	1	
支払手数料	27	
固定資産除却損	1	
その他	0	40
経常利益		3,084
特別利益		
国庫補助金	70	
投資有価証券売却益	31	102
税金等調整前当期純利益		3,186
法人税、住民税及び事業税	837	
法人税等調整額	38	876
当期純利益		2,309
親会社株主に帰属する当期純利益		2,309

貸借対照表 (令和7年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	23,890	流 動 負 債	10,791
現金及び預金	9,600	支払手形	260
受取手形	23	電子記録債権	2,067
売掛金	5,672	買掛金	2,621
契約資産	4,432	一年内返済予定の長期借入金	515
電子記録債権	2,146	リース債務	16
仕掛品	1,401	未払金	302
原材料及び貯蔵品	18	未払費用	278
前渡金	546	未払法人税等	493
前払費用	46	前受金	3,567
その他	16	預り金	53
貸倒引当金	△ 14	賞与引当金	496
		完成工事補償引当金	106
		設備関係支払手形	9
		その他	0
固 定 資 産	9,421	固 定 負 債	4,183
有 形 固 定 資 産	5,953	長期借入金	990
建物	1,622	リース債務	21
構築物	147	退職給付引当金	1,497
機械及び装置	258	役員株式給付引当金	491
車両運搬具	0	長期未払金	56
工具、器具及び備品	123	資産除去債務	55
土地	3,711	再評価に係る繰延税金負債	998
リース資産	35	その他	72
建設仮勘定	53	負 債 合 計	14,975
無 形 固 定 資 産	62	株 主 資 本	15,368
電話加入権	13	資本金	1,030
ソフトウェア	48	資本剰余金	128
		資本準備金	103
		その他資本剰余金	25
投資その他の資産	3,405	利 益 剰 余 金	14,718
投資有価証券	2,024	利益準備金	154
関係会社株式	8	その他利益剰余金	14,563
長期前払費用	0	固定資産圧縮積立金	0
前払年金費用	701	繰越利益剰余金	14,563
繰延税金資産	615	自 己 株 式	△ 509
ゴルフ会員権	33	評価・換算差額等	2,968
その他	25	その他有価証券評価差額金	796
貸倒引当金	△ 3	土地再評価差額金	2,172
資 産 合 計	33,312	純 資 産 合 計	18,336
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	33,312

損益計算書 (令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売上高		25,986
売上原価		20,249
売上総利益		5,737
販売費及び一般管理費		2,757
営業利益		2,979
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	80	
受取賃貸料	11	
その他	21	113
営業外費用		
支払利息	9	
為替差損	1	
支払手数料	27	
固定資産除却損	1	
その他	0	40
経常利益		3,052
特別利益		
国庫補助金	70	
投資有価証券売却益	31	102
税引前当期純利益		3,154
法人税、住民税及び事業税	827	
法人税等調整額	38	866
当期純利益		2,288

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

木村化工機株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所

指定社員 公認会計士 池上由香
業務執行社員
指定社員 公認会計士 稲積博則
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、木村化工機株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、木村化工機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

木村化工機株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

指定社員 公認会計士 池上由香
業務執行社員
指定社員 公認会計士 稲積博則
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、木村化工機株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第78期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(業務の適正を確保するための体制)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査方針、監査計画、職務分担等に従い、会社の業務監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 業務の適正を確保するための体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該業務の適正を確保するための体制に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は、相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「仰星監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「仰星監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和7年5月20日

木村化工機株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	条	芳	明	Ⓔ	
監査等委員	田	中	圭	子	Ⓔ
監査等委員	嶋	野	修	司	Ⓔ

(注) 監査等委員 田中圭子氏及び嶋野修司氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため1名を増員することとし、取締役8名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会からは、本議案について意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位・担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
1	こばやし やす まさ 小林 康 眞 (昭和21年6月20日生)	昭和47年3月 当社入社 平成12年6月 当社取締役 平成15年6月 当社常務取締役 平成18年6月 当社専務取締役 平成19年6月 当社代表取締役 取締役社長 平成24年5月 尼崎経営者協会会長 令和3年6月 当社代表取締役 取締役会長兼取締役社長（現任） (取締役候補者とした理由) 上記の経歴を有し、代表取締役 取締役会長兼取締役社長として企業経営に精通しているため、取締役候補者いたしました。	617,000株
2	さ いき ひろし 佐 伯 博 (昭和32年1月2日生)	昭和50年4月 当社入社 平成28年6月 当社取締役 令和3年6月 当社常務取締役 令和4年6月 当社常務取締役化工機事業部長、エンジニアリング事業部管掌、調達部担当（現任） (取締役候補者とした理由) 上記の経歴を有し、常務取締役として企業経営に、化工機事業を中心に当社事業に精通しているため、取締役候補者いたしました。	28,200株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位・担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
3	いの しろ いつ お 井 城 逸 雄 (昭和34年7月22日生)	<p>昭和58年4月 住友信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入社</p> <p>平成27年6月 三井住友トラスト不動産株式会社入社</p> <p>平成28年10月 当社入社</p> <p>平成30年6月 当社取締役</p> <p>令和4年6月 当社常務取締役</p> <p>令和5年4月 当社常務取締役業務監査室担当、内部統制担当、法務室担当（現任）</p> <p>（取締役候補者とした理由） 上記の経歴を有し、常務取締役として企業経営に、また、内部監査、内部統制、法務に精通しているため、取締役候補者といいたしました。</p>	16,700株
4	しげ よう いち 重 洋 一 (昭和36年8月1日生)	<p>昭和61年4月 当社入社</p> <p>平成30年6月 当社執行役員エンジニアリング事業部営業部長</p> <p>令和2年6月 当社取締役</p> <p>令和7年4月 当社取締役エンジニアリング事業部長兼人材開発部長（現任）</p> <p>（取締役候補者とした理由） 上記の経歴を有し、エンジニアリング事業に精通していること、ならびに取締役として果たすべき重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を十分に果たしているため、取締役候補者といいたしました。</p>	30,300株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位・担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
5	お ぎき しん じ 尾 崎 真 司 (昭和40年8月8日生)	<p>平成元年4月 日本通運株式会社入社 平成3年4月 ヨシザワエルエー株式会社 入社 平成11年10月 当社入社 令和4年4月 当社執行役員エネルギー・ 環境事業部営業部長 令和4年6月 当社取締役 令和5年6月 当社取締役エネルギー・環 境事業部長兼同事業部営業 部長、東京支店担当、品質 保証部担当（現任）</p> <p>(取締役候補者とした理由) 上記の経歴を有し、エネルギー・環境事 業に精通していること、ならびに取締役と して果たすべき重要事項の決定および業務 執行の監督等の役割を十分に果たしている ため、取締役候補者となりました。</p>	14,000株
6	たに ぐち なお ひこ 谷 口 直 彦 (昭和46年3月24日生)	<p>平成8年3月 当社入社 令和4年4月 当社製造部門尼崎工場長 令和4年6月 当社執行役員製造部門尼崎 工場長 令和5年6月 当社取締役製造部門長兼尼 崎工場長、開発部担当 (現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 上記の経歴を有し、製造部門に精通して いること、ならびに取締役として果たすべ き重要事項の決定および業務執行の監督等 の役割を十分に果たしているため、取締役 候補者となりました。</p>	10,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位・担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数
7	ふじ い かつ ゆう 藤 井 克 祐 (昭和33年3月21日生)	昭和61年2月 尼崎経営者協会入職 平成15年5月 同協会事務局長 平成18年5月 同協会常務理事 平成20年5月 同協会専務理事 令和5年6月 当社入社 当社取締役 令和7年4月 当社取締役管理部門長兼総務部長、企画室担当、情報システム部担当、秘書室担当(現任)	11,800株
		(取締役候補者とした理由) 上記の経歴を有し、管理部門の業務に精通していること、ならびに取締役として果たすべき重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を十分に果たしているため、取締役候補者といいたしました。	
* 8	まさ き しげ ゆき 正 木 恵 之 (昭和35年2月16日生)	昭和57年4月 宇部興産株式会社 入社 平成4年11月 三菱化工機株式会社 入社 令和3年4月 同社執行役員企画本部長 令和4年4月 同社執行役員企画・管理統括本部長 令和6年4月 同社技術開発・生産統括本部フェロー 令和7年4月 当社入社 当社執行役員開発部長代理(現任)	5,000株
		(取締役候補者とした理由) 上記の経歴を有し、技術および開発部門に精通するとともに豊富な経験と実績を有していること、ならびに会社全体の重要事項の意思決定および業務執行の監督等に能力を発揮することが期待できるため取締役候補者といいたしました。	

- (注) 1. *印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保

険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「2. 会社の現況 (3) 会社役員の状態 ③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役 糸 芳明氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。また、本総会終結の時をもって監査等委員である取締役 田中 圭子氏が辞任されます。

つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
1	くめ よし あき 糸 芳 明 (昭和29年12月8日生)	昭和53年4月 シャディ株式会社入社 平成19年9月 当社入社 平成26年6月 当社執行役員経理部長 平成29年6月 当社上席執行役員 令和3年6月 当社取締役 令和5年6月 当社取締役〔常勤監査等委員〕(現任) (監査等委員である取締役候補者とした理由) 上記の経歴を有し、経理・財務業務および常勤監査等委員としての経験を監査等の業務に活かしていただくため、監査等委員である取締役候補者といたしました。	14,800株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位・担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
* 2	はま だ りゅう すけ 濱 田 隆 祐 (昭和48年1月30日生)	<p>平成10年10月 朝日監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)入所</p> <p>平成14年4月 公認会計士登録</p> <p>平成24年8月 税理士登録</p> <p>平成24年9月 濱田会計事務所所長 (現任)</p> <p>平成25年4月 クレアビズコンサルティン グ株式会社代表取締役 (現任)</p> <p>平成26年9月 株式会社やまみ社外監査役 (現任)</p> <p>令和2年4月 合同会社御影みらいホール ディングス代表社員 (現任)</p> <p>令和2年7月 インタープロテイン株式会 社社外監査役(現任)</p> <p>令和6年6月 日精テクノロジー株式会社 社外監査役(現任)</p> <p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理 由および期待される役割の概要) 上記の経歴を有し、公認会計士および税 理士として財務および会計に関する高い専 門能力と豊富な経験を当社の監査等の業務 に活かしていただくため、監査等委員であ る社外取締役候補者といたしました。</p>	—

- (注) 1. *印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 濱田隆祐氏は、社外取締役候補者であります。
4. 濱田隆祐氏の選任が承認された場合は、当社と同氏とは会社法第427条第1項および定款第29条に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項第1号に定める金額に限定する旨の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりです。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 濱田隆祐氏の選任が承認された場合は、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

【ご参考】独立社外取締役の独立性判断基準および資質

当社は、当社の適正なガバナンスを強化・充実するために、当社における社外取締役が、以下のいずれにも該当することなく、独立した存在でなければならないと考えております。

1. 当社およびその子会社（以下「当社グループ」という。）の出身者である者もしくはあった者またはそれらの配偶者もしくは二親等内の親族である者
2. 現事業年度を含む過去10年間において、以下のいずれかの企業等またはその業務執行者に該当する者
 - (1) 当社の総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している株主またはその業務執行者
 - (2) 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している企業等またはその業務執行者
 - (3) 当社グループの主要な取引先またはその業務執行者
 - * 主要な取引先とは、当社グループの製品等の販売先または仕入先で、1事業年度での取引高が当社の連結売上高の2%を超えるものをいう。
 - (4) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
 - * 多額とは、当社グループから取得する1事業年度の金額が、役員報酬以外に100万円を超える場合をいう。
 - (5) 当社の法定監査を行う監査法人に属する者
 - (6) 当社グループの業務執行者が他の企業等において社外役員に就いている場合の他の企業等の業務執行者
 - (7) 上記(1)～(6)のいずれかに掲げる者の配偶者または二親等内の親族である者
3. その他独立した社外取締役としての職務を果たすことができないと合理的に判断される事情を有する者

第3号議案 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額改定および継続の件

1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社は、平成28年6月24日開催の第69期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という。）に対する業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入につきご承認いただき、現在まで本制度を運用しておりますが、株価上昇に伴う制度の見直しとして、本制度の内容を一部改定したうえで継続することについてご承認をお願いするものであります。

なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

また、監査等委員会からは、本議案について意見はございませんでした。

本制度は、当社の業績と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

具体的には、令和6年6月21日開催の第77期定時株主総会においてご承認いただきました取締役（ここでは社外取締役を含む。）の報酬の限度額である年額300百万円（うち社外取締役200百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とは別枠で、令和8年6月開催の定時株主総会終結の時をもって終了する任期から令和10年6月開催の定時株主総会終結の時をもって終了する任期までの約3年間（以下「対象期間」という。）に在任する当社の取締役に対して支給する旨のご承認をお願いするものであります。

本制度の変更目的は上記のとおりであり、当社は令和3年2月26日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めるところ、その概要は事業報告に記載のとおりであります。本制度は当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりませんので、本議案の内容は相当であると考えております。

また、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は8名

となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

本制度の継続にあたり、従前の本制度の内容を一部変更いたします。変更後の本制度に係る報酬等の額および内容等は以下のとおりです。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（設定済みです。以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

① 本制度の対象者	当社取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）
② 対象期間	令和8年6月開催の定時株主総会終結の時をもって終了する任期から令和10年6月開催の定時株主総会終結の時をもって終了する任期まで
③ ②の対象期間約3年間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金600百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり200,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位および業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限額

当社は、設定済みの本信託の信託期間を延長するとともに、本制度により取締役에게支給する株式報酬として交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金600百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として追加信託することといたします。本信託は、当社が信託した金銭を原資（上記のとおり当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託内に残存している金銭を含みます。）として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に追加信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を約3年間の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間をさらに延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の年数に金200百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加信託し、下記（3）のポイント付与および当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式数の算定方法および上限

①取締役に對するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位および業績目標の達成度等に応じたポイントを付与します。ただし、当社が取締役に對して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり200,000ポイントを上限とします。

②付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手続に従い、当社株式の交付を受けます。ただし、取締役が当社に損害を与えたことに起因して取締役を解任されまたは辞任する場合には、それまでに付与されたポイントの全部または一部は消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとします。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する上記②の当社株式の交付は、各取締役が原則としてその退任時に所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社および当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

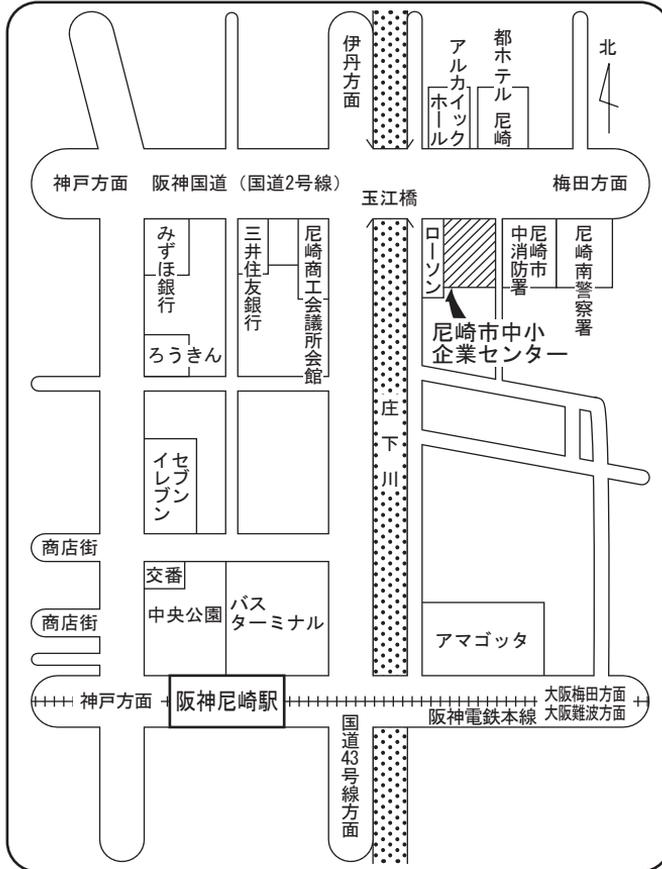
(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以 上

株主総会会場ご案内略図

所在地 兵庫県尼崎市昭和通二丁目6番68号
会場 尼崎市中小企業センター ホール（1階）
TEL:06-6488-9501（代表）



〈交通〉阪神尼崎駅から徒歩約5分（北東へ約400m）

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。

